

後鳥羽院と賀茂の競馬・笠懸・流鏑馬

藤木文雄

平成十七年九月の馬祭より武田流の奉仕によって笠懸神事が上賀茂社で復活した。実際に約八百年振りのことで以降毎年奉納されている。以下にその由緒を尋ねて見る。

上賀茂における笠懸の例は建保二年(1214)四月の後鳥羽上皇賀茂社参籠のときに行われたのが初見である。

この時の上皇の賀茂社参籠は四月廿一日から廿八日の七日間に及び、毎日の宮巡りの傍ら、蹴鞠(廿六日、二の鳥居の懸)に並んで、廿八日に競馬七番、神館の芝、雀小弓と笠懸を御覽と書かれている(後鳥羽院宸記、道家公鞠日記、百鍊抄、賀茂旧記、競馬記、小川寿一「賀茂県主能久伝」(国語と国文学))。

上皇と笠懸 上皇の笠懸は建仁三年(1203)鎌倉から京都守護職に着任した源氏一門平賀朝雅の指南を受けたもので、一時これに熱中し朝雅に内の昇殿を許す格の待遇を与えた。賀茂の笠懸もこの流儀を受ける。なお、朝雅は元久二年(1205)義父の北条時政が彼を將軍位に就けようとして失敗した事変に連座して北条政子・義時の命をうけた在京兵力によって討伐された。

雀小弓会 小弓会を簡素にした遊びで内裏で前年頃にはじまったもの。弓長四尺一寸、一尺七寸の小型の弓矢で左右一番の射手が競う賭弓を小弓会という。それより短い二尺七寸の弓で四寸の的を射る簡素な遊びが『雀小弓会』。

【一】賀茂旧記の笠懸記事 その様子を鎌倉時代の賀茂神主井関経久の日記(通称賀茂旧記・国指定重要文化財)は次のように記している(書き下し文責筆者)。

『同(建保二年)四月廿一日、院御参籠有り、先の如し(注一)。女房の御宮巡り有り。侍にある人退けとて長家に渡さる(注二)。神館(かん)の芝に埒(ひき)結ひて西に向けて笠懸、氏人三十ばかり射させて御覽有り(注三)。競馬(けいば)有り、一番(久時、重長)、二・(清平、有重)、三・(季久、経忠)、四・(春平、能継)、五・(弥平、久友)、六・(忠友、氏房)、七(弘安、清助) 皆賀茂輩(注四)』

(注一)先の如し;上皇の四十四度に及ぶ賀茂御幸中、参籠は、建暦元年(1211)四月七日、同二年三月廿六日(七日、うち上社に五日)、建保元年(1213)三月朔日(同上)に続いて今回で四度目で今回も上社五日、笠懸は初例。なお同年七月十七日夜に、流鏑馬五番、競馬七番が上皇御幸の下、御母七条院の平癒祈願のため薄暮のなか柱松(大根)を焚いて奉納された。それに備えて神主幸平が初めて馬場殿を切芝の東の今の場所に造った(賀茂旧記)。

(注二)侍にある人退けとて長家に渡さる;侍(侍屋(さんや)に居た人は長家(おとなや)に移された。侍屋は二の鳥居内斎垣東端の御手洗川上にあった社司の参考所で別名参籠屋。ここを女房方の宿に空けさせて随身などの男子を長家(庁屋)に移動させた。

(注三)神館の芝に埒結ひて西に向けて笠懸氏人三十ばかり射させて;神館は神山と本殿を結ぶ北々西線上百米の丸山山麓にあり御阿礼神事と賀茂祭の夜齋院が葵を枕に仮寝し祭神を送迎する。御阿礼神事は齋院(阿礼神事)が神館の主座に臨んで神籬(ひも)に別雷神を招き降ろす。土解祭をはじめ諸神事がここで行われる。競馬の埒の末がここまで設けられ賀茂祭の走馬の儀の山駆けもここで行われる。笠懸は西向きに的をかけて射るのが通例。氏人三十ばかりとは氏人の射手三十人。

(注四)皆賀茂輩;この人名は競馬七番の乗尻の名。上皇の宸記にも同一の人名と勝負の結果や乗り方の巧拙や品格が詳しく記されている(本文末にこの件の院宸記の文を掲載しておく)。寛治七年の宮中競馬の賀茂移管

後も衛府の武官や隨身が勤めていた乗尻を賀茂の社司、氏人が勤めた初見史料。皆賀茂輩と特に断っている。原文はかりとも。行外にかもと改めている、賀茂共、賀茂の輩(とも)。これを賀茂輩(かも)と慣用。人数も宸記の四十四に合う。

〔二〕 笠懸のあらまし

【流鏑馬・笠懸】武士の鍛錬としての馬上の射技。犬追物(いぬお)を加え騎射三物といった。射手の笠を懸けて的としたので笠懸(かさ)という。厳格で儀式化した流鏑馬(やぶ)に比べて余興で略式の比較的遠距離の的を射る競技という側面があった。遠笠懸ともいい小笠懸と区別した(故実による説明で武田流とは一致しない)。

【装束】 射手は笠を被らず鳥帽子(えぼ)のままで射籠手(わご)なしで直垂(ひた)の袖を括らず行縢(じか)を着けただけ。的の笠の破損を避けるため鏃(やじ)を外して鏑(くぶ)のまま射る。これに対し、流鏑馬では狩装束で狩股の鏃の鏑矢で板的を射る。

【馬場・的・矢】 馬場は直線一町、施弓五十一丈を伏せた長さ。両側に埒を結い、中央の走馬の道筋を疏(す)といい、馬場本から三十三丈隔てて矢道とし、疏から8丈離して的串(まと)を立てて相広(ひろ)きの馬場といった。的是当初は綾藪笠(あやい)を懸けたが、径一尺八寸の笠形の板に牛革を張り鶴(つる)を入れたものに変わってゆく。矢も回転用に羽を三立(みた)に矧ぎ、鏑を大きくひしぎ目の縦筋を入れた笠懸響目(かさがけ)と呼ぶものを用いる。

【所役】 射手、介添、矢取、検見、日記付。



〔三〕 後鳥羽上皇 賀茂上社御製十一首

片岡の森の木陰に立ち濡れて待つとも知らぬほどときすかな (五社百首)

賀茂山の麓の芝の春風にみたらし川の氷解くらし (賀茂上社卅首)

片岡の棟浪より吹く風にかつがつそぐ夕立の雨 (風雅集 夏)

心澄むためしなりけり千早振る賀茂の川原の秋の夕暮 (後鳥羽院御集)

賀茂山や山吹く風は長閑にて神の誓ひも頼もしの世や（同右）

御手洗や神の誓ひを聞く折ぞなほ頼みあるこの世なりける（同右）

神山に木棉かけて鳴くほととぎす誣ひし葉隠暫し語らへ（続古今集 夏）

思ひいづる袖にぞ影は宿りけるその神山の有明の月（続拾遺集 神祇）

小忌衣たつ面影ぞ隔てゆく月はその夜にめぐり逢へども（新千載集 冬）

千早振る神や知るらむ諸鬟一方ならず懸くる頼みを（新後撰集 神祇）

尋ね入る帰さは送れほととぎす誰ゆゑくらす山路とか知る（風雅集 夏）

神山、ほととぎす 神山、賀茂山同義（賀茂注進雜記第一本宮由緒）。歌では正訓の「かみやま」と読み
歌枕。杜鵑は魂迎鳥とされ別雷神に擬する。

ほととぎすその神山の旅枕ほのかたらひし空ぞ忘れぬ（新古今集・雜 式子内親王〔第卅一代〕
賀茂斎院）

片岡、歌枕。賀茂社境内の丘または上社第一摶社（祭神は昭和初年までは事代主神。奈良県北葛城郡王寺町にもあり。賀茂については、後鳥羽院や紫式部以外に西行、賀茂政平などの歌がある。）

本歌、わが背子を大和へやるとさ夜ふけてあかとき露にわが立ちぬ濡れし（萬葉集卷二大伯皇女）

類歌、郭公声待つ程は片岡の森の季に立ちや濡れまし（新古今集夏。紫式部。參籠時片岡山の梢興有とて）

諸鬟（もろが）、双葉葵そのもの、又は葵と桂の挿頭（かざ）、賀茂祭の飾。

思ひいづる、隱岐の行宮で賀茂の昔を偲ばれての詠。その神山、その上と神山を掛ける。

小忌衣（をみごろも、神宮の斎服）、賀茂祭で斎王が着用。本歌、月冴ゆるみたらし川に影見えて氷に揺れる山藍の袖（新古今集神祇 藤原俊成）。冬の賀茂臨時祭の情景（この俊成の歌は幽玄の境を詠んだ。
新古今集中屈指の名歌とされる）。

帰さ、賀茂祭翌日の斎院の還御のこと。賀茂祭の夜神山の麓の神館に一泊する斎院、それを（神山に）尋ね入ると詠んだ。杜鵑（若神）よ帰り道を違えぬ様に見送れとの意（第二皇女礼子内親王が賀茂斎院 1204～1212）御自身の神山登攀の御意を込めたか。

〔四〕後鳥羽院宸記・建保二年四月廿八日条・賀茂氏人競馬七番上覽

建保二年四月廿八日壬戌今日社司氏人等競馬、社司と雖も若輩之に乗る、各狩衣を着す。

一番（太田補宣久時（勝）、
若宮祝童）、

二番（太田祝清平（勝）、
氏人有童）、

三番（氏人季久、
氏人經忠、持）、季久は權補宣能久弟也。

四番（氏人能繼（勝）、能繼は能久子息也、今日競馬中興有番也、春平は神主幸平末子也、

五番（氏人弥平、弥平は貴舟禰宜雄（¹）平の嫡子也、久友（¹）は貴舟祝資平（¹）子也、

六番（氏人忠友（勝）、忠友（¹）は片岡祝忠長子也、

七番（氏人弘保、氏人清助（勝）、弘保（¹）は久友之兄也、下品競馬也、清助は氏人也、但、隨身泰久清之一腹之弟也、久清に及ばずと雖も今日勝也、久清今日見物に参ず。

余、馬に乗り乍ら之を見物、便宜所無きに依る也。競馬之間雨脚滂沱（ぼうとつ）たり。事了り宿に還り饌を供す（食事を供す）。

馬は承元二年（1208）、上皇の蹴鞠の恩喚に応じた神主幸平が（鞠の）家を受けて累葉に及び、道を嗜んで宿老たるの故を以って一疋、元久二年（1205）の川上御幸に際して社司に十三疋計十四疋を下賜されている。ちょうど七番分に当る。

〔五〕賀茂旧記・建保二年七月十七日条、流鏑馬五番・競馬七番（書き下し文責筆者）

同（建保二年）七月十七日御幸。馬場の屋（のや）五間一面神主造る。先づ葺く天上（天井）五間、黒き松葺く（「黒き」は皮をはいたまま）。馬場の屋は切芝の東（ひん）へ五尺ばかり行き着かで建つ（現在地に同じ）。東の庇の中三間掛く、北南妻を遣り、戸帳三。鎧御奉幣有てのち馬場の御所（御所）へ入らせ給ふ。階下の公卿は直衣、御供の公卿は上へ被く直衣（よへかつ）、殿上人は布衣。女房の御車一両。夜方屋（かたや、左右の乗廻の控え所）の東、埒の南に五間に造る。進べ参る流鏑馬は長廊（なが）より出でて発つ五番。競馬七番。暗くなれば柱松（大松）やしろ（屋代、祭の時神の来臨する仮設の小屋や祭壇）に設けて埒の西に二ツ立つ。御所向へのやしろ（屋代）の東（）、御軒（）、二の鳥居の前（上の三ヶ所に）、南お上にて（南を馬場本に北を末として）射る。萬座（わらさ）を敷く、経所の西に棧敷一間神主造る。事果てて又御膳（食事）へ参らせ給ふ。つゝみともいえ鉦鼓の役の人（提又は鼓。鼓知家と読み、元後白河院北面の平知廉（鞠・鼓の名手裁判官）の縁者で後鳥羽院随身と解するか。或は元正禰宜家能男、河朕三郎朝家か）、埒に馬驅くるに退く（程に仰け様（ゆげ）に倒れて鳥帽子落とす。

この日の流鏑馬は上賀茂初見。上皇生母七条院殖子平癒祈願の奉納。二度目は建保五年、上皇平癒祈願として奉納されている。予め馬場殿を神主幸平が急造した（とすればこの時が馬場殿（御所の屋）や（屋代=頓宮）の始まりか）。上皇御筆録の「四月の事態」に恐懼した為か。なお、ながらふは長廊であろう。社務補任記に康永年中（1342～5）に十三間の長廊が顛倒したこと、貞和年中（1343～50）にこの長廊を九間に減じて取立てたと記す。寛永六年造営正大工記には序屋の南対面の贊殿、東側面の酒殿を結ぶ八間の廊下が記されている。

以上、賀茂社との縁深く、限りなく賀茂と賀茂の氏人たちを愛された後鳥羽上皇を偲ぶ。

（平成十八年十月十五日の初稿に平成廿一年九月加筆）